

刈谷市議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 活動原則（第5条－第7条）

第3章 市民と議会及び議員の関係（第8条・第9条）

第4章 市長等及びその職員と議会及び議員の関係（第10条・第11条）

第5章 議会運営（第12条・第13条）

第6章 議会の機能強化（第14条－第16条）

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬等（第17条－第19条）

第8章 雑則（第20条）

附則

刈谷市議会は、選挙で選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であり、議会及び議員の責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の向上はもとより、常に地方自治の本旨の実現を使命として活動します。

議会は、二元代表制の下、市長との緊張ある関係を保ちながら市政運営について調査及び監視を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うことが求められており、これまで様々な改革と努力を重ねて活性化を図るよう努めてきたところです。

また、地方分権の推進により、地方自治体の自主的な決定と責任が大幅に拡大し、市民の意思を代弁する責務を負った議会の役割は、ますます重要なものとなりました。

そうした時代の要請の中で、議会は、市民の負託に応え、課せられた役割を果たすため、議会の更なる活性化及び市政への市民の意思の的確な反映を図り、市民に開かれた、市民に信頼される議会を目指すことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図るとともに、市民に開かれた、市民に信頼される議会をつくることを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等（以下「議会関係条例等」という。）を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会をいう。

(2) 請願 地方自治法（昭和22年法律第67号）第124条に規定する請願をいう。

(議会及び議員の責務)

第4条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づく議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

第2章 活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、市民を代表する議決機関であることを深く認識し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営の監視を行う。

2 議会は、市民の多様な意見を市政に反映させるため、政策立案及び政策提言に努め、まちづくりに取り組む。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指して、情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい議会運営を行う。

4 議会は、市民の関心を高めるような議会運営に努める。

5 議会は、この条例に定めるもののほか、議会運営の方法について、会議規則等で定める。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、積極的な議論に努める。

2 議員は、市民の代表として、市政全般の課題並びに市民の多様な意見及び意思の把握に努めるとともに、公正かつ誠実な活動を行う。

3 議員は、日常の調査、研修等を通じ、議員としての情報収集及び情報発信並びに政策立案能力を高める不断の研さんに努める。

4 議員は、市民の意思を把握し、市長等が行う政策及び事業に対して、適切な判断、助言及び政策提言に努める。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

第3章 市民と議会及び議員の関係

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすよう努める。

2 会議は、地方自治法第115条第1項及び刈谷市議会委員会条例（昭和31年条例第30号）第19条第1項に規定する秘密会を除き、これを公開する。

3 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の議論に反映させるよう努める。

(広報広聴機能の充実)

第9条 議会及び議員は、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、多様な媒体を用いて、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めなければならない。

第4章 市長等及びその職員と議会及び議員の関係

(緊張感の保持等)

第10条 議員並びに市長等及びその職員は、議会審議において、緊張感の保持に努めなければならない。

2 議員は、会議において、誰にも分かりやすいように論点を整理し、合理的かつ明確に質問及び質疑を行う。

3 市長等及びその職員は、会議において、議員の質問及び質疑に対し、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

(市長等による政策等の形成過程の説明及び資料提出の要求)

第11条 議会は、市長等が提案する政策等に対し、必要に応じて、その形成過程の説明及び資料の提出を求めることができる。

第5章 議会運営

(議員間討議等)

第12条 議会は、会議に提出された議案等について、十分な議論を尽くすよう努める。

2 議会は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて、委員相互間の自由討議を行う機会を設けることができる。

(委員会の適切な運営)

第13条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性をいかし適切な運営に努めなければならない。

2 議会は、委員会において、請願提出者の意見を聴くよう努める。

第6章 議会の機能強化

(議員研修の充実)

第14条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努める。

(議会事務局の充実)

第15条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実に努める。

(議会図書室の充実)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努める。

2 議会図書室は、誰もがこれを利用できる。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬等

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民の代表として倫理性を常に自覚するとともに、公正かつ清廉を基本姿勢とし、議員の品位を保持するよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理は、刈谷市議会政治倫理要綱（平成3年6月13日施行）に定めるところによる。

(議員定数)

第18条 議員定数は、刈谷市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第30号）に定めるところによる。

(議員報酬等)

第19条 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当は、刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成8年条例第29号）に定めるところによる。

第8章 雑則

(条例の検証)

第20条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例を含め、議会関係条例等の見直しが必要と認められる場合は、適切な措置を講じる。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。